

1. 平成29年第1回郡上市議会定例会議日程（第6日）

平成29年3月17日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	健康福祉部長	羽田野博徳
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	古川甲子夫	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	尾藤康春
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長 岡 文 男

議会事務局
議会総務課
課 長 補 佐

加 藤 光 俊

議会事務局
議会総務課主査 武 藤 淳

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員各位には連日の執務大変御苦労さまでございます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでよろしくお願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、2番 森藤文男君、3番 原喜与美君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺友三君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてよろしくお願いをいたします。

なお、質問の順序につきましてはあらかじめ抽せんて決定いたしておりますので、お願いをいたします。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。

また、答弁につきましては、要領よく答弁されますようお願いをいたします。

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（渡辺友三君） それでは、10番 山田忠平君の質問を許可いたします。

10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） おはようございます。

ありがとうございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、29年度の市長の施政方針の中から、特に大きく分けて2点質問をさせていただきます。

今回の議会では何人かの同僚議員もこのことにつきましては質問があります。また、答弁もある中で、市長におきましてもみずから新年の挨拶、それから今回の施政方針の中にも「観光立市郡上」のあり方、取り組みについて、その姿勢を述べられております。また、市長の熱い思いが伝わる中であります。

そんな中で、まず1点は、観光立市郡上の取り組み。それから2点目には、庁内の組織の体制ということで、職員の育成とか、あるいは組織のあり方についてお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目の観光立市であります。市長が掲げられた郡上市立市の郡上の推進に当たっては、

郡上の宝物、そして光、これはそういったことをしっかりと内外に示して人を呼び込む、まさにそのとおりであります。何をもちてPRをするのか、効果を上げるのかということは、やはりこれはこれからの取り組む課題であります。

私、いつもここで言うんですけども、今までも言っておりますが、郡上の知名度のことをよく言います。確かに知っている人は知っていますが、まだまだ岐阜県についても、あるいは郡上市のことについても、本当にそういったことについて、私は知名度が低いと思っております。

そういった中で、宝もの、光はいっぱいあると言いながら、その中でもしっかりと郡上を売り出す物がもうしっかりあるわけですが、そのことにどう取り組むかということがやはり一つの、まず早道でないかということをおもうわけであります。

そういったことがしっかりと目的が達成するように、単に事業をこなしたり、あるいは予算を消化したということではないように、しっかりとやっぱり市長言われるように行政市民一体となってそのことに取り組んでいかなければならないと思っております。

前段言いましたように、私はやや、これ、郡上人の気質かもわかりませんが、郡上市の観光施策はどちらかというと他の地方から見ますと受け身でありまして、積極性がないように私は感じます。そういったことをしっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。

一例で、「日本一のおどりのまち郡上」ということで、キャッチフレーズがあります。そのことについてもいかにどれだけ皆さん取り組んでみえますかというようなことをひょっと自問自答するわけではありますが、たまたま私、ことしの資料、皆さんの資料、裏表があります。まず、「日本一のおどりのまち郡上」。郡上おどりの日程表、それから開山1300年の三大盆踊りのこと。それから裏面には、白山開山1300年、メインイベント、それから白鳥おどりの日程表、それから高鷲、大和、寒水、和良のふるさとまつり、そういったことを、これまたたまたま私、2月に振興事務所のものをパクリながら資料をつくって、関東、関西、それから2月にはある名古屋の会合にも出させてもらって配ったところ、これを見て名古屋の人でも郡上おどりってこんにやっとなんて言っているんです。知ってみえる人でも。そういうことをいかにやっぱり売っていくかということも一つの大事なことでないかと私は思うわけであります。

そんな中で、ことし1月に東京ドームで開かれたふるさと祭り郡上について、このことについては話を聞きますと、二、三年前からオファーがあったところではありますが、先ほど言いましたように、積極性といいますか、そんなことがありながら、まず今回行かれたわけではありますが、そのことについて成果といいますか、感じられたことを商工観光部長にお伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） まず、今、お問い合わせのありましたことしの1月の東京のイベン

トについて、まず御回答を申し上げます。

このイベントにつきましては、二、三年前からオファーがあった、お話があったことは私もお聞きをしております。しかし、今年度までは参加ということは直接決めてなかったわけでありましてけれども、来年度、29年度にはしっかりと予算をつけて参加したいということで、今予算要求をさせていただいております。

そして、そうしながら、ことし1月には今年度のイベントがありましたので、事前の申し込みとは別に、やはり1回見てくることも含めまして、職員3名とキャンペーンメイト4人の合計7人で出張をしていったということでございますけれども。それは行きまして、あと町田春駒会という、いわゆる町田のほうの踊りの協力グループ、こういった人の10人の協力も得まして、向こうで踊りの披露ができたということでございますけれども。ただ、おはやしの方の御同行というのが今回は当初から計画ございませんでしたので、不本意ではありましたがテープを使って踊りを披露した、こういったことでありましたので、来年はしっかりと予算を今要求させてもらっておりまして、80人体制でことしの下見の成果も生かして、精いっぱいPRしてまいりますので、御理解を願いたいと思うわけでありまして。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ことしの1月行かれたことについて、部長から答弁いただきました。

市長どう思われますかわかりませんが、東京ドームで郡上おどりをということになれば、私は様子見でなしに、もうそのときは一発でも全国から5万ぐらい来てやるところですから、やはり何にもちゅうちょすることなしに郡上を売ることをばっとやるべきやと、私はそう思います。

そんな中で、特にやっぱりテープのこと、予算とかいろんなこともあるでしょう。しかし、それはやっぱり関係する人にすれば郡上のためならボランティアでも行きましようとか、いろんなことがあるわけで、やっぱりそういったことを大切にしながら、特にことしの新年度から取り組む「観光立市郡上」については、そういうやっぱり気持ちをしっかりと持ってやるべきではないかと思えます。

郡上おどり、白鳥おどりを含めて、今、外へ向かって市外へのお出張公演は恐らく二十数回あるわけです。そのことも自分たちが披露するだけでなしに、いかにやっぱり郡上をPRしとるかということに、やっぱりもう少し行政もその内容についてはわかってもらいたい。わかるためには、やっぱり現場へ行かんとわからんのです。

それで、今、先ほど言われましたように、たまたま1月の東京ドームには地元の方の踊り手をと

言われたけど、やっぱりそういったことについてはきちんとした心配りをしてもらって、そういう人にしっかりとそういう気持ちが伝わったのかなということも心配するわけであります。そのことは当然やってみえると思いますのでそれでいいんですが。そのようなことで、しっかりと何でもチャンスがあればそういったことを逃さないように、郡上を売っていく、そしてそれが市長の言われる呼び込み、あるいはそれが観光ばかりでなしに、産業全てのことに結びつくことをしっかりとやっぱり取り組んでいかなければ、それが生かす戦略といいますか、そういったことを組み立てていかなければならないと思っています。

そういうことを含めていくと、マスコミもその辺はやっぱりわかっておるわけで、郡上は受け身という話をやっぱり聞きます。はっきり。だから、そういったことについてはこれからしっかりとやはりみんなで取り組んでいくということを改めて申し上げておきます。

そして、郡上の冬の関係であります、ウインタースポーツ。このことにつきましては、特にことは正月から雪が少なかったために心配をしたわけでありますけれども、それ以後、雪が降って、それから全国大会もできた。スキー大会もできた。関西からも本当にお客さんがよく見えます。そういった方に話を聞きますと、関西から郡上のスキー場へ来るということは途中のスキー場あるわけですが、確かにその広さ、スケール、そして雪質、いろんなこともありますけれども、単に子どもたちを連れて家族というなら、まだ近くにもあるわけです。それがなぜですかって私聞くんです。そうすると、関西ではいかにこの郡上のリゾート、ウインタースポーツを宣伝をしとるか。スキー、そういった冬のあれに行くんだったらもう郡上だという、そういうことが関西で広がっておるわけです。

それはたまたま、今、高鷲全体をスキー場を連携されたマックアースさんですけれども、経営が1つになった成果で、そして本当にコマーシャル、すごいことをやっているんです。だから、もうスキーに行くんなら、ああ、郡上だという、やっぱりそういう感覚が関西の人にあるわけです。やっぱりそういうことが本当に大事であって、そのことにしっかりとやっぱり取り組んでいかなければならないと思っております。

市長が、今こそ真剣にみんなで進め、受け身ではなく、積極的な姿勢で物事に取り組んで、やはり実効性のある結果を得ていくということが大事でありますので、「観光立市郡上」を推進するに当たり、先ほども言いましたように市民と行政全てのことが一体となって成果を上げる、そのことが大事であります。

そういった郡上市の中には、特にもう磨き上がった資源であります。郡上おどり、白鳥おどり、そういったことがあります。実は両保存会につきましても、なかなか後継のことでやっぱり今苦慮をしております。そんな中で、ぜひともやっぱりこの場をかりて市民の人にも保存会に関係を持ってもらったり、協力をしてもらったり、あるいは協力会員でも結構でありますので、ぜひ入ってい

ただきたい。そして、できれば職員の皆さん、ぜひ協力をお願いします。

そして、合併以前の八幡町のときは庁内でおはやしグループ、チームを結成して、恐らくここにみえる八幡出身の職員の人はそれぞれ経験があるわけでありますが、ぜひ庁舎内におきましてもチームを組んだりして、ほかの日本三大民謡、盆踊りの中のイベントの関係につきましても、その地域からは本当に職員の方が直接生でやられることもあるんです。大体あります。だから、そんなことから思いますと、やはりそういったことを盛り上げるために庁内にもそういったチームができないかということを考えておりますが、全体を含めて市長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが。

御指摘のように、これから観光立市ということを目指していくためには、その持っている地域資源をますます磨いていくという内実、内容の面と、それからそれをやはり発信をしなければなかなか人はその情報が届かないわけでありますので、このPRということが非常に大切だというふうに思っておるところでございます。

お話がございましたように、郡上おどりの保存会あるいは白鳥おどりの保存会、あるいは郡上八幡おはやしクラブとか、その他のいろんなクラブの皆様方もこの地元での踊りの日だけでなしに、対外的にも、いわば郡上のPR隊というような立場で、本当に大きな役割を果たしておっていただきますことに対しまして心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

そうして、できる限り、やはり私たちはそうした、私たち、ともすれば郡上人は郡上おどりでも白鳥おどりでもあつて当たり前というような感じで思っている節がなきにしもあらずでありますので、そうした皆さんの御労苦にやはり感謝をして、そしてまた一緒になってPRをする必要があるというふうに思っております。

そんな意味で、昨年、郡上おどりと白鳥おどりの皆さんに積翠園へ集まっていたいて、そしてまた市外からも本当に何回も何回も足を運んで通ってくださる愛好者の皆さんとの友好交流の夕べというのを行いました。大変来ていただいた方にも喜んでいただいたし、また保存会の皆さんとか、そうした皆さんにも喜んで交流をしていただいたということでありますので、ああいう集まりも今後とも続けていきたいというふうに思っておるところでございます。

そして、ただいまお話ございました、郡上おどりと白鳥おどり、こうした地域の伝統芸能というものを率先して市役所の職員も取り組むべきでないかと、こういうお話がございました。一昨年から2回ほど行ったんですけれども、私どもは防災の面でお互いに交流をしております兵庫県の篠山市へ行きまして、あそこはデカンショ踊りという伝統の踊りがあるんですが、ちょっとやり方が違いますので一概には言えないんですが、例えばあその場合は各地域が連を組んで、ちょうど阿波

おどりと同じような形ですけれども、その中に市役所連というのがあって。そして、私が行った年には、見事金賞を取っておりました。金賞というか、優秀賞を取っておられましたけれども、そんなふうに非常に市役所の職員も盛り上げていこうという熱意が伝わったところでもあります。

そんな意味で、私ども郡上市の職員もできる限りこうしたものにみずから参加して盛り上げていこうということで。これまでも二、三回になりますけれども、新規採用の職員、若手の職員に郡上おどりの夕べのときに団体おどりのコンクールに出るようにとか、そんなような参加もしてもらっております。

いずれにしても、市役所の職員ができる限りそうしたことににかかわっていくということは必要だと思っております。職員の中にも、先ほどもお話ございましたように、旧町村時代には相当深くかかわっておられた方もありますし、現在でも個人としては、例えば郡上八幡おはやしクラブというような中に参加して活動をしておられる方もございます。御指摘のように、市役所のチームとして、例えばおはやしクラブとか、あるいは踊りのそうしたクラブというようなもの、私もあってほしいというふうに思っておりますが、これは職務命令でつくるというようなものではありませんので、そうした職員の自主的な盛り上がりというようなものも期待し、そしてそうした活動ができるような環境を配慮するということを私どもしなきゃいかんと思っておりますけれども、そんなようなことも模索をしてまいりたいというふうに思います。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 今年度の観光立市郡上についてのそういったことについての事業予算のことにつきまして、本当に市長のほうから組まれたことに感謝申し上げるわけではありますが。今、デカンショ節のことも出ましたけれども、日本の三大民謡、三大盆踊り。民謡につきましては、花笠踊りの山形、それから阿波おどりの徳島、そして郡上おどりなんですな。そのうちで一番知られてないのがやっぱり郡上おどりであります。そして、日本三大盆踊りの中では秋田の西馬音内、それから徳島の阿波おどり、そして郡上おどりなんですけれども、やはり私を感じるには、その中でやっぱり郡上おどりはそれほどこの2つのあれよりも劣るように、全体に知られていることについてですな。

それで、なぜかという、地域の盆踊りの中にもいろんなことを、全く離れた地域でこういうことをやられるところも随分あるんですけれども、特にやっぱり衣装とか、華やかさとか、踊りを見せるというのがほかのことであって、郡上の盆踊りについては、これは本当に生で演奏をして、おはやしをして、そしてみずから全ての人が参加をできる、このことが一番大きな国、無形民俗文化財に指定されたまず一つだと思うんです。やっぱりそのことをいかに知ってもらい、そしてまたそれがわかれば本当に皆さんはそれに気を上げて、乗って、本当に盛り上げる、そういうことなんで

すから、やっぱりその辺のこともみんなもしっかりと理解をしながら取り組んでいくことが大事やと思いますので、お願いをいたします。

特に本年度の観光立市郡上について推進するに当たっては、事業も大切でありますけど、その取り組むやはり姿勢ですな。みんなで情熱を持って、そして事業に携わる人も、そしてまた来ていただく人も、そういった人に感動を与えないかん。自分みずからも感動をして、そして取り組む、それがほんものやと思います。

観光でよく市長も言われますけど、私はやっぱり外から見て郡上に入ってもらえば、観光と癒やしを与え、そういうことが通じて初めて本当の地域と連帯感が結ばれるんじゃないかということを思いますので、ぜひともそのことに向かって、私も取り組んでいきたいと思いますので、お願いをしておきます。

続きまして、2点目であります。庁内の組織体制と職員の育成であります。

このことにつきましては、市の職員数については、合併以来、行政改革のもとで郡上市の定員適正計画に基づいて削減もされたり、組織の改革が行われてきたわけでありますけれども、今、ただ、そういった計画ばかりに乗って、数的にこなしていくんではなしに、本当にやっぱり職員が足らんところについてはしっかりと補充をして、そしてここが少し余ってる、あるいは多少の中に入れかえができるのであれば、職員の配置や、そういった機能について、いま一度やっぱり検証することも必要でないかということを思うわけであります。

その中で、特にこの観光立市にも関係ありますが、地域の宝物、それはやっぱりそれぞれの地域であります。特に地域振興事務所においては、各地域の特色ある振興を図るのに重要な部署であります。仕事が薄いということで、振興事務所の中ではそれやれば幾らでも地域の中で取り組むことがあるわけで、恐らくやってみえると思いますけれども、やっぱり市長が思い描く地域の振興を図るために、やっぱり積極的に地区へ飛び込む。そして、地域の人と一緒にやってそのことに取り組んでいくということが大事やと思います。

その中で、今年度は地域協議会への交付金の制度も創設されて、いよいよ地域振興、地域の協議会、そういったことの取り組みがより一層また進められていくわけですが、そういったやっぱりいろんな関係する諸団体も含めて、やっぱり地域事務所に入っていて、そしてその地域振興事務所を盛り上げていく、そのことが大事でないかと思います。それが地域の振興につながっていく体制づくりをいま一度やっぱり考えてもらいたいと思うわけであります。

市の全体の事業であれば、やっぱり、例えばことしの1300年のことにつきましても、いろいろ同僚議員からも質問が出ておりますし、私はまだまだ市民感覚が薄いと思います。きのうの新聞でしたかな、養老1300年という半面のPRも出ておりましたけれども、郡上は郡上でやればいいんです。

それで、やっぱり市全体で取り組むということについては、振興事務所も全部流されて、やっぱ

りそれぞれの振興事務所でそういったことも工夫をしたり、アイデアを出したりということの取り組み、やってみえると思いますけれども、なかなか出てこんということは、まだやっぱり取り組みはどうかということを思うわけであります。

特に地元の白鳥においては、私ども毎年行われる大きなイベントの長滝の六日祭でありますけれども、やっぱりその辺にはどえらい大きなのぼりでなくても、たまたま拝殿の2本の柱には1300年ということが掲げてありました。白鳥の所長も私に、実はここに掲げてあるの、こうですよと言われました。けど、やっぱり白鳥のまち、まちの中とか、通りには全くそういうことがなくて、役所に懸垂幕が何本かあったけれども、そういうことがやっぱり市民とか、外から来る人に対するちょっと盛り上がりには欠けるんでないか。

私は、白鳥のまちに入れば、ああ、ことし白山開山1300年のこうなんかな、この町はこうなんかなということがやっぱりわかること。そうお金かけなくてもいいんです。できることがあると思いますので、そういったことに取り組むべきではないかということを思います。

そして、振興事務所、地域地域の宝物はそれぞれやっぱり振興事務所としてしっかり取り組んでいく、そのことが大事であると思いますので、そういったことにもし答弁がいただければ、市長公室ですか、よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） ただいま御質問ありました、まず組織改革と職員数の現状というところでございますけど。

組織改革でございます。平成21年の4月からでございますけど、総合支所方式から本庁支所方式へ変更しております。また、平成25年4月におきましては教育事務所の統一というようなことをやって、効率的な体制というものを改革を行っておるところでございます。

また、29年度につきましては、市の市有林の管理業務ですね、これを林務課のほうへ移管をしておりますし、エネルギー関連の事務移管につきましても商工課へ統一と、そういったようなことも見直しを行っております。

そういった取り組みをしました結果でございますけど、職員数が平成16年度におきましては1,099人ございましたけど、平成28年度には863人ということで236人の減という数字が出ております。

この863人という数字でございますけど、先ほど議員申されました定員適正化計画と比較しまして、計画人数より19人少ないということで、計画より19人下回る数字で推移しておるところでございます。

この中での職員の配置の考え方でございますけど、毎年、重要施策でありますとか、あるいは新

規の事業、そういった立ち上げがございます。また、大型の事業が終了するというようなことがございますので、そういった施策であるとか、事業の重要度、そういったものを考慮しまして、職員の毎年配置を行っております。

しかしながらでございますけど、先ほど言いましたように、毎年毎年、定員適正化計画によりまして職員の総数というのが減っておる状況がございますので、市としましてはそういった事業内容に応じて職員を配置しておるということがございますけど、やはりそれを見たときに総数が減っておるというところを見ると、職員が不足しとるんでないかというふうに見られる感もあるんじゃないかということを思っております。

そういった中で、やはり職員個人の事務のスキル、そういった向上をこれからさらに図っていく必要がありますし、今、再任用職員の活用でございますので、今後、再任用の職員がますますふえていきますので、こういったところも活用ということをこれからはよく考えていきたいというふうに思っており、そういったことも含めて職員の適正な総数配置について今後も研究はしていきたいというふうに思っております。

また、それとは別個でございますけど、今のやっておる事業の中を見直しを行いまして、もう機能が終了しとるんでないかと、そういった事業があった場合、やはりそういったところについての継続するかやめるのか、あるいはもう外部委託に出したらどうか、そういったことの可能性についても今後しっかり精査をして、業務のスリム化といいますか、そういったことも図っていく必要があらうかというふうに思っております。

それから、職員が積極的に現場へ出向いて、地域へ出向いて話し合いであるとかPRをするというところでございますけど、これは御指摘のとおりでございますして、振興事務所の職員が一番身近な地域に、現場に一番近いところにおるというものでございますけど、積極的に出て行って、市と市民と一緒に活動することが非常に重要であらうということは考えております。

現在におきましても、所長、八幡統括がもう先頭に立って、各職員は現場等へ出向いておると思いますが、先ほど御質問ありましたように、29年度については「観光立市郡上」というようなこともございますので、29年度におきましてはさらに積極的にそういったPR等を進めていきたいという意味合いも込めまして、各振興事務所の振興課長について観光立市郡上推進担当という、そういう補職をつけて、さらに市長の思いが届くような積極的な振興活動ができるように、そういう思いを込めて配置をしておるところでございます。

それから、地域づくりの担い手との連携、そういったところでございますけど、これは地域協議会というのがもうできまして、来年度からは活動に関する交付金も制度化されたということになりますので、ますますこれは振興事務所と地域協議会の連携というのが重要になりますし、それをサポートする体制というのは非常に重要だと思いますので、そういった中についても各振興事務所は

そういうところへ出向いて、一緒になって指導していく、あるいは政策等の立案、そういったことも取り組んでいって、職員自身にもそういったスキルが向上していくと、そういう効果があるんじゃないかということを考えております。

また、あわせて、郡上市は郡上市まちづくりアドバイザーという制度がありまして、現在、9名の方がみえますので、この方、アドバイザーにおきましては地域活動におけるアドバイスや市と市民団体の連携調整を行うということが重要な任務ということになっておりますので、今ある地域協議会あるいは市民の活動団体、それからただいま申し上げましたまちづくりアドバイザー、そして市と一緒に連携して地域振興事業、観光立市郡上、そういったことを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） それぞれ取り組みについてまた新たなこともあるようでありますので、ぜひともよろしくお願いしたい。そしてまた、役所内あるいは今年度の事業について全てのことでありますけれども、やはりより効率的にそのことに取り組むためには、やはり職員の育成といいますか、そんなことも含めながら、組織の中でありますが、いよいよ年度がわり、3、4月になりますと職員の異動時期でもあります。そういった中で、職員は採用後にはある程度の年数にそれぞれの各部署を異動をしながら、複数の部署で経験を積むということも大事であります。また、幅広い見地から行政の職員としてのスキルを磨いてもらうということも大切であります。やはりその中で特にやっぱり技術者、管理職については、精通したスペシャリストといいますか、しっかりとした職員、そのことが大事だと思います。もちろん、今、担当それぞれの部署におっていただく方、それぞれ適切なのでありますけれども、より一層、やはり対外的にもしっかりとしたスペシャリスト、そのことを次の、いずれやっぱりそれぞれが退職せないかんののでありますから、後継者づくりについても本人の性格とか希望を含めた、たたき上げで育成をしていくということの必要性もあるのではないかと思います。

そして、今回の答弁の中にも市長も言っておりますが、観光立市の全てのことについては行政の縦割りでなしに、市役所の中で各部同士の横断的な連携についてしっかりと取り組む。その中で、分野を横断し、重点プロジェクトを推進するために新たな体制を庁内に構築すると市長も言っておりますが、まさに私もそのとおりであると思います。

そういった人材が核となって、やはり仕事の効率を上げたり、他との関連政策をつないでいく。そのためには余裕がなければいけませんので、やっぱりしっかりとそのことについて取り組む、このことが大事だと思います。

そして、観光から産業、そして産業から観光、あるいは農林水産から、あるいはスポーツ振興からと、全てのことにやっぱりつなげていくことが大事だと思いますし、市長もそういったことが思い描く政策でないかと思いますので、そういうことを反映するためには、やはりしっかりとした後継者づくり、そのことが大事だと思います。

対外的にもやっぱり情報収集についても、しっかりとしたそういう人がおってこそ、初めて国とか県とか全てのことの情報も先取りができたり、そして部下に指示ができたり、そしてまた、その余裕といいますか、それプラス横の横断軸、そのことをしっかりと取り組んでいけば、本当にいい体制で観光立市郡上ができ上がるんでないかということを特に思いますので、そのことを全体的なことを含めて市長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが。

まさに御指摘のとおり、郡上市が自治体として力を発揮していくためには、職員の皆さんの力に負うところが非常に大きいわけです。そういう意味で、それぞれの自治体において、いわば、もちろん首長の責任であったり、あるいは議会もそうではありますが、大きな責任を持っているわけですが、この職員力というものがどれだけあるのかということは非常に大きなことだと思います。

これは職員力は、一つはやはり個人個人の資質、能力、働き方、そういうものもございますし、それからその職員が組織の中で一緒になって力を連携しながら発揮していけるかという問題もございます。

郡上市、合併をしてこれで満13年が過ぎて、14年目へ入るということでもありますけれども、ともすれば、合併当初はまだ旧町村役場における数十人とか100人程度との職員間のコミュニティというものの中にお互いに知り合っていてやっていたと。これがほぼ1,000人規模、今900人弱でありますけれども。そうすると、それでも大分時間の積み重ねの中でお互いに意思疎通もできるし、連携もできる、チームプレーもできるというふうに成熟はしてきているというふうに思います。しかし、まだまだ、じゃ、旧町村時代のような形でお互いにコミュニケーションができるかというところもまだとあるところもあるかというふうに思いますが、これはしかし時間の成熟と、それからやはりこれももちろんそういう環境づくりということも大事だと思いますし、個々の職員の努力も必要だというふうに思っております。

そういう中で、今お話にございました、組織の中に、先ほどおっしゃいましたけれども、スペシャリストといいますか、ある分野に非常に精通をしている、あるいは市役所の市の関係の職員の中にも、例えば端的に言えば、医師であるとか、看護師であるとかというような、あるいは保育士であるとか、その他もろもろのいわば特定の資格が必要な、いわゆるスペシャリストというものもご

ございますし、そしてやはり、例えば福祉の仕事を一つするにしても1年や2年では到底その能力と
いいですか、そうしたものを十分識見を広げることができない。それについては、やはりかなり長
い間、同じ仕事あるいは同じ分野の仕事について研さんを積まなければいけないという、いわば職
員もいるということでもあります。

しかし、また一方では、いろんな分野、昨年までは農務水産課にいたけれども、今度は福祉へ行
ったとか、あるいは商工へ行くと。あるいは企画畑へ来る、あるいは総務畑へ来るというような形
でいろんなところを経験しながらも、しかし市役所の職員、仕事の中には、分野は違っても共通の
エッセンスのようなものがある分もございます。そういったものを積みながら、全体の組織を円滑
に動かしていくというジェネラリストという、いわば能力を持った職員も必要だろうというふうに
思っておるところでございます。

そういうようなことで、いろんな観点から職員の育成というものを、これは従来からよく言われ
ていますが、オン・ザ・ジョブ・トレーニングという形で、仕事の上で仕事をしながら先輩の指導
も受けながらとか、あるいは後輩を指導しながらというような形でトレーニングをしていく者と、
それから例えば特定の研修機関に行くとか、他団体へ出向するとかというような形、オフ・ザ・ジ
ョブ・トレーニングといいますか、Off-J Tと言われるような、そういうようなものを組み合わ
せながら、そしてまた、よく言われることですが、職員は地域の住民の一員でもありますので、そ
れぞれの地域の市民の一人として地域のいろんな活動にも参画していくと。そういう中で、私は、
意欲を持ち、能力を持ち、そして情熱を持った職員が育っていつてくれることを願っておるわけ
でございます。

私は、この郡上市役所へ来て以来、そうした職員の皆さんと一緒に仕事をさせていただいてい
るんですが、日々、本当に彼らの職員の皆さんのおかげで仕事をさせてもらっていると思いますし、
そういう中で大きく日々成長してくださっているというふうに思います。

ただ、時々、前にも申したことがあります、うーんと言って唇をかむような場面もあります
けれども、しかしそれはやはりこちらの至らなさもありますし、そういう意味でやはり一步一步と
もに能力を磨き、職員の職員力を高めていく必要があるというふうに思っているところでござい
ますので、努力をしてまいりたいと思います。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ありがとうございます。市長の本年度に掲げる「観光立市郡上」、この
ことについては全ての郡上の事業に関係することです。各部にもわたることです。ど
うか職員の皆さん、そして我々も市民も含めて、しっかりと情熱を持って、そして自分たちがそれ
で感動をし、市民憲章の中に「仕事に誇りを持ち、生きがいと希望にみちたまち」にするというこ

とがあります。やはりその取り組むことについてはそういったしっかりとした気持ちで取り組んで、郡上の発展を願うものであります。

以上で、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

◇ 田 中 康 久 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、6番 田中康久君の質問を許可いたします。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

大きく、施政方針についてと教育改革についての2点につき質問させていただきます。

まず、市長の施政方針をお聞きして、まず第一印象に思ったことは、平成29年度の予算というのは額が、規模が大きいなということと、もう一つは、額は少ないけれども、市民の皆さんの悩みとか、そういった部分に寄り添った予算編成がしっかりされているなということを感じました。

例えば不登校やいじめの問題で悩んでいる子どもたち、また保護者の皆さんに対する配慮であるとか、認知症の御家族を持つ皆さん方への配慮であるとか、そういった本当に額は小さいけれども、市民の皆さんの悩みに寄り添った、そういった予算ができているなということも同時に感じさせていただきました。

ただ、やっぱり平成29年度予算、第一印象としては、291億2,200万ということで、日置市政始まって以来、最大規模のみならず、恐らく今後、郡上市で想定できる範囲内の中では今後予想される財政の中でも最大規模の予算なんじゃないかなということを感じさせていただきました。

この質問を通しまして、意図としましては、そういった予算であるからこそ市民の皆さんの理解を得て進まなくてはいけないということ。もう一つは、最大規模の予算ということで、後世の批判に耐え得る予算でなければならないということ。そして、質疑を通して、よりよい方向に進んでいって、最大の予算が最高の予算であってほしいと、最高の市政であってほしいという願いを込めまして、質問をさせていただきます。

特に市民の理解という意味では、昨日でしたか、市長が慶応の井出先生のお話をされまして、分断社会に対する危機感であるとか、そういったものに対する所見を述べられましたけれども、郡上市においても分断という部分というのは、きのうお話に出ましたような所得の問題での分断でもありますけれども、郡上市においても市政の一体感であると。そういった意味での分断というものもありますので、そういったものにどのように立ち向かっていくか。一体感のある市政をつくってい

くか。そして、市民の納得をいただける市政であるかと。そういう観点からも質問していきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、施政方針で、先ほども出ましたが、観光立市ということで大きく市長が力強く述べられております。その中で、施政方針では、観光振興は地域づくりそのものであるということをおっしゃってございました。

これどういう意味かなということを考えて聞いておったんですけれども、今までの先輩議員等の質疑から、観光を市長が広い意味ということと、狭い意味ということで捉えて、広い意味では観光産業といった特定の産業ではなく、ほかの産業や福祉、教育などあらゆる面に光を当てていくということを述べられております。

まず、そういった意味で、観光振興は地域づくりそのものであるというふうに述べられたのか、確認の意味を込めて質問をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 昨日あるいは初日以来、御説明も申し上げますが、今回、市政全体のシンボルな一本の旗印として「観光立市」ということを掲げた思いの中には、従来言われている観光業とか観光業の振興とか、観光産業の振興というようなことを超えた広い意味で観光ということを申し上げたということを申し上げます。

ただ、本質的には観光という問題は、初日以来申し上げますけれども、まさに国の光を観るというか、地域の光を観るということでありますから、本来、非常に幅広い分野に及ぶものであるというふうに思っております。

これは私たちがよその地域を訪れた身に置きかえてみた場合でもわかりますけれども、どこかよその地域へ行くということになれば、私自身、五感を研ぎ澄まして、まず、例えば知らないところの土地へおり立ったら、人に会うと。その土地の人がどんな人であるかと。気持ちのいい挨拶をしてくれるねと、子どもがですね。ここの教育は行き届いているんだろうとか、あるいはタクシーの運転士さんの説明がよければ、それだけでも気持ちがよろしいですし、あるいはちょっと道を聞いた人が、実に詳しくその地域の歴史や文化のことを語ってくれと。ここの住民の皆さんは文化度が高いなというようなこともわかります。

それから、まち一つ出て、一歩出て、風景が非常にすばらしいとか、あるいはごみが落ちていないとか、道路がよく整備されているとか、あるいはまちに活気があるとか、人々が高齢者も幸せそうな顔をして生き生きしておられるとか、あらゆることについてそれを感じるわけです。あるいは、泊まれば食べ物がおいしいとか、そこの産物がすばらしいとかいうこともあります。一旦病気になれば病院へ運ばれることもあるでしょう。救急車がすぐ来てくれて、病院の対応はまことに手際が

よかったということになれば、そうした問題もかかわってまいります。

いわば、そういう意味で他の土地を訪れたときには、一時的になるとその住民になるような形でやはりいろんなことを感じるわけでありますので。観光立市といったときに、従来の観光産業とか、従来、観光という問題も旅館業があったり、運輸業があったり、あるいはいろんなお土産屋さん、物をつくる、お菓子をつくる製造業もあるかもしれませんが。日本の産業分類では観光業という分類はないそうございまして、いわば観光に関連する産業のことを観光産業というんでしょうけれども。そのような意味で捉えた観光というものを支えるといいますか、それをめぐって、さらに広い範囲での観光に関連をするもろもろの要素というものがあると。環境はよく保たれているか、川の水はきれいかというような意味では環境行政もそうですし、そういうあらゆる意味で観光ということは行政でいってももう関連しない分野はないと言ってもいいほど広がりを持ったものであると。そういうものとして捉えて、ぜひまだ光の持てないところはそこに光を当てて磨いていくというようなことも必要でしょう。福祉の面も大いに力を入れていかなければ、福祉がそもそも、住民の福祉が非常に例えば劣悪な状態にあるようなところはよそから来た人にとっても魅力のある土地ではございません。そういう意味で、あらゆる意味でやはり我々が総力を挙げて、産業の意味では総合産業だという形で取り組もうと、そういう目標を掲げたものが今回、私の思いで「観光立市郡上」を推進していこうという旗を掲げさせていただいた思いでございます。

(6 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 田中康久君。

○6 番（田中康久君） わかってきましたが、市長が今述べられた、おっしゃったことを行うためには、また別の観点も必要なんじゃないかなということを思っております。市長が質疑の中で、あえて広い意味での観光というものを定義されたのは、今もお話にありましたけれども、さまざまなそのほかの産業やほかの分野にも考慮しているという意味もあるということを判断をいたしました。

ただ、狭い意味での観光も地域づくりそのものであるとして捉える市政というものもまた大事なんじゃないかなということを私は思っております。そういう意味では、市長今おっしゃった総合産業ということにつながるかもしれませんけれども。

まず一つは、まず観光産業というのは、釈迦に説法ですけれども、この人口減少下にあった産業であることはまず間違いないということは思います。地域内のパイが減少する中で、どうやって外貨を稼いでいくか。その中でパイをどうやって回していくかという意味では、一つは、この人口減少下にあっては狭い意味の観光産業というものは非常に有効な産業であるということはまず考えます。そして、狭い意味での観光産業に対して大きな予算を投下しているということもまた事実でありますので、市民の多くの皆さんのコンセンサスと納得感を得るためには、特定の産業であったり、特定の地域ではなくて、できるだけ市民の多くの皆さんに恩恵があったり、これはいいねと、

こういうことがあると私たちもうれしいねと、そういうことを思っていたくような観光産業を目指す必要があるんじゃないかというふうに思っております。

市長がおっしゃられた、それを市民の皆さんに観光産業を支えてもらおうと、そういうことをするために、こういった観点が不可欠なんじゃないかと思いますし、予算に出ておりましたスイスのツェルマットですか、ツェルマットがそれができているのがまさに、人口規模も違いますけれども、そういう仕組みができていますからね。要するに、みんなが、じゃ、これに協力してみんなでやろうよということじゃなくて、それをやるのがみんなにとってよいからなわけですよ。そういった観点で観光立市というもの、まさに狭い意味での観光のすそ野をどうやってこれから広げていくかという部分が非常に大切なんじゃないかというふうに思いますけれども、そういった方向性でまずよろしいのか、市長の御意見をお聞かせ願います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私もそのように思っていて考えておるところでございます。

ツェルマットの話が出ましたが、あそこがこれからまた行ってよく確かめる必要もあらうかと思いますが、書かれているところによりますと、単にホテルやそうしたところだけが頑張っているというんじゃないし、日本でいえば自治会組織のようなものがこの観光というものの中に深くかかわって、地域社会ごとに取り組んでいるというところに成功の因があるということが述べられておりますけれども。郡上市においてもそういう意味で、観光という、「観光立市」と市長は言っておると。何だ、農業や林業や工業は置き去りかとか、あるいは観光といえば特定のこの地域だけのことじゃないかと。うちの地域には関係ないんじゃないかとかいうように思わないで、これは郡上市全体の我々の地域をどうつくっていくかということ、それを外から来られた方にも光輝くような地域づくりをしていこうということなんだというふうにぜひとも御理解をいただいて、総ぐるみでやはり取り組んでいきたいなというふうに思っていますし、そのようにまた市民の皆さんにもお願いしたいというふうに思っています。

（6 番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田中康久君。

○6 番（田中康久君） そのためには、昨日も先ほども議論がありましたけれども、どうやってそれを観光立市を推進していくかという体制が大切になるんじゃないかというふうに思います。

12 番議員の質疑の中で市長が、部長級の職員を市長公室に置いて、そして副市長を本部長とした観光立市推進本部を設けるということをお話されました。部長級を設けて、そういった手段をとって行う必要性ということについて、また、今議論になっていた観点をどうやって進めていくかという推進体制の中で、それをしっかりとした理念として進められていくのか。また、市長が施政方

針の中で「郡上の「光」を更に磨いて、それを内外に観（しめ）し、人を呼び込む、或いは良いモノを生産し、売り出し、域外へも移出・輸出することによって「稼ぐ力」をつけ、郡上の活性化を図る。」ということで観光立市について述べられておりますけれども、そうであるならば、例えば商工観光部を人員をふやすなど強化をして、そして推進本部を別に設けるといったやり方もあると思うんです。ですが、今回はなぜ市長公室内に部長級を設けて推進されるのかということについて、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 市役所の中の組織論についてはいろんな方法もあろうかと思いますが、御意見もあろうかというふうに思いますが、今回、市長公室に一応事務局的に置いて、それを観光立市推進本部というものの全庁的な取り組みのかなめに据えようとしたのは、ただいま私が申し上げたような観光立市という意味合いがそのような総合的な政策の推進ということであるということ御理解をいただきたいというふうに思います。

かねてから、地方創生を進めていく場合に、戦略室を設けるべきだとか、戦略本部を設けるべきだとかいうような意見もございました。それからまた、観光も連携をとるために何らかの体制をとるべきだと、いろんなことがございましたし、今回、私の気持ちの上では、これを例えば地方創生推進本部といってもいいわけなんです。イコールなので、観光立市という、ただ、先ほど申し上げたような考え方に基づいて、これが郡上市の総合戦略を推進していく一つのシンプルな旗印になるんだという考え方のもとに、そういう役割を持って全庁的ないろんな諸施策を立案し、マネジメントしていく組織ということで、これを市長公室。市長公室はもともと市長の戦略本部ですから、そこに置くというふうに考えたということでございます。

（6番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） ぜひ、先ほど議論し、申し上げた観点到立って、その総合戦略を進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、2番目の質問ですが、予算編成についてということで、通告を出しております。

予算委員会では、既に議決をされましたけれども、先ほど冒頭述べた観点から、平成29年度予算について改めて議論をしていきたいというふうに思います。

先ほど述べたように、予算規模が大きくなった理由というのは、一つは合併特例債の活用ということがございます。そのことに関しましては、議会の総務委員会を中心とされまして、議会からも政策提言ということで、合併特例債を有効に活用してほしいというような提言もされておりますので評価をしたいというふうに思いますけれども。

ただ、一つ一つの、特に予算の規模の大きい事業については、市民の御理解を得て、納得を得て、

そしてみんなで郡上市というのはこういう形になっていくんだと。みんなでやрмаいかというふうに思っただけることが大切だというふうに思います。

そこで、特に昨今、大きな予算規模に伴う事業であるまん真ん中広場の芝生化、叭高原の整備、産業振興拠点施設、歴史資料・文化財の収蔵施設、それぞれの意義を改めて聞き、またその効果を最大化するためにどういった戦略をとっていくのか、それぞれ担当部長にお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、まず私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、郡上市歴史資料・文化財収蔵施設の整備目的でございますが、繰り返すにはなりますが、近年、社会環境や生活様式の急速な変化、また世代交代や転居による住宅の処分などにより、代々伝えられてきた有形の歴史資料が失われる危機にさらされております。

さらには、文化や趣味の多様化、少子・高齢化による担い手の不足等により、無形の技術や文化が継承されずに消失するという危機にも瀕していることから、幸いにもこれまで伝えられてきたものを今後も守り伝えていくために、市民が安心して預けられ、適切に保管していける場所の確保が必要となりました。

加えて、市内の既存施設には展示が中心でありまして、資料の収集や保管、調査研究までを行うという機能を十分に有しておりませんでしたので、その機能を含めて今回整備するということとなりました。

活用策としましては、目的と重複いたしますが、施設の重要な機能として資料などの収蔵に加え、その価値を明らかにし、将来の歴史文化の発展に寄与する調査研究、活用の機能を持たせ、保存して満足するというのではなく、収蔵の内容の解説と調査研究により、新たな歴史文化の事実や価値の発見につなげていきたいと思います。

施政方針にあります「観光立市郡上」の資源の磨き上げるという部分に該当するものであらうと思います。

その結果としましては、調査報告書などの刊行、あるいは講座、展示の実施といったことにつなげていきたいと思います。

そのまた、ふるさとの郡上の歴史や文化を伝える、守り伝えるとともに、担い手を育てるという拠点施設とも考えております。また、市民の皆さんはもちろんでございますが、各地にお見えの郡上を愛していただける皆さんの知りたい、学びたい、そういう情報が得られる拠点施設としても発展させていきたいと思います。

運営につきましては、平成29年度予算におきまして嘱託職員の予算要望を行っております。専門

的知識が必要でございますので、資格としましては大学において歴史学を専攻し、大学院修士課程修了以上の学歴を有する人を配置をしていきたいというふうに考えております。

また、この施設には公文書館、公の文書でございますが、公文書館的機能を持たせることから、行政文書の移管等において市長部局との調整、連携が必要であることから、正職員の配置も考えております。このほか、受付業務あるいは施設管理、資料の整理作業の従事職員として数名の職員を雇用していきたいというふうに考えております。

なお、収集、保存につきましては、歴史資料としての保存の可否を判断する有識者を含む委員会の設置あるいは市民との情報共有と運用の定期的な点検のために運営委員会の設置も必要というふうに考えております。

次に、まん真ん中広場の整備についてですが、これには吠高原スポーツ広場も関連してございますので、所管部署ではございませんが、最初に少し触れさせていただきます。

吠高原に今回、クラブハウスを整備するという計画でございますが、当面の整備目的は、ラグビーワールドカップ2019のチームキャンプ地公募への立候補に向けまして、宿泊施設、屋内練習場。プール、ジムにつきましては民間の協力をいただく形でめどがたちましたが、練習グラウンドにはチームルーム、それから更衣室、シャワールーム等を備えたクラブハウスが必須であります。そのために整備をいたしますけれども。

これにつきましては、以前から市内外の利用者からの要望も高く、今回の整備を行うことで2020年東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致、それから今後の高校、大学、社会人の合宿誘致にもつなげたいというふうに考えております。

運営につきましては、現指定管理者の高鷲観光協会に担ってもらい、官民一体となってスポーツを通じて新しい旅行の魅力をつくり出し、これまでにない新しい価値、今までにないスポーツ産業、観光産業を生み出していきたいというふうに考えております。

次に、まん真ん中広場の整備についてですが、郡上市のスポーツ環境は北部地域の市民球場を有した郡上市合併記念公園や天然芝の吠高原スポーツ広場など、夏、秋の交流イベント、スポーツ合宿が盛んでありますが、冬期は雪に覆われ利用不可となりますが、今度はスキー等のウインタースポーツのメッカとなるということでございます。

これまで南部地域は施設が十分ではないということもございまして、市外も含めましたスポーツ大会、開催はされておりましたが、盛んというところまでは至っておりませんでした。しかし、逆に南部地域は冬期の降雪量が少なく、四季を通じてグラウンドの使用が可能であり、またまん真ん中広場は御案内のとおり、美並インターチェンジ隣接という位置的有利性にあります。また、隣接して体育館やホール施設もございます。そして、ナイター照明やクラブハウス、これは今回整備をさせていただくものですが、これが整いますと、こういう多目的な人工芝というのは県内でも数カ

所、現在把握しておりますには笠松町、可児市にはあるそうでございますが、そういったところしかございませんので、週末の短期合宿や夏休みの長期的な合宿所と、合宿場所として期待が高まるということでございます。

完成後の活用策、運営などの戦略についてですが、先ほどの吠高原スポーツ広場とあわせて郡上市を1つのフィールド、1つの施設と考えますと、天然芝、人工芝、それからクレーのグラウンドグラウンド——これは普通の土のグラウンドということですが、クレーのグラウンドなど、それぞれの特徴を生かした最高のスポーツ環境が整うことになり、スポーツツーリズムの推進に大いに役立つものと考えます。

教育的活用としましては、子どもたちが選手と触れ合うプログラムが行われることで、世界の一流選手の技術を学び、そして夢を育むというような貴重なチャンスとなると期待をしております。

南部地域におきましても、合宿誘致に伴いまして宿泊、飲食といった経済的効果も期待ができます。

まん真ん中広場の管理は当面、市直営でございますが、利用料金の見直しや市の有効活用を含めて検証し、先ほど説明しました南部地域におきます宿泊、飲食等の経済効果もあらわれて活性化につながるよう、指定管理者制度も視野に入れて検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 私の商工観光部からは、仮称でございますけれども産業振興拠点施設と、あと吠高原スポーツ広場センターハウスにつきましてもお答えを申し上げます。

まず、産業振興の拠点施設でございますけれども、これは建設費をことしの3月補正予算でお認めいただきまして、29年度に繰り越しをさせていただいた、そういった事業でございます。既に議会でも何度か御説明申し上げておりますし、今議会の一般質問でもほかの議員さんから御質問ございましたので、概略のみお答えを申し上げます。

建設する目的は、市の複合的施設として建設をいたします。そして、中には市商工観光部、商工会、観光連盟、ケーブルテレビ、放送センター、交流・移住推進協議会、マリアージュ郡上、シルバー人材センター、そして雇用対策協議会などがこの施設に入居の予定でございます。

このうち、市役所商工観光部、商工会、観光連盟、そして移住推進協議会、雇用対策協議会は、仮称でございますけれども郡上市産業振興支援センターの後世団体として市内の金融機関やハローワーク岐阜八幡とともに支援センターに参画をすると、そういったソフト的な計画を持っております。

この支援センターは、市の産業振興の司令塔として産業振興についてのさまざまな問い合わせや課題にこのセンターでワンストップ対応をしながら、新しい振興策を立案し推進していく、そうい

う団体というふうに考えてございます。

着工予定としましては、拠点の施設は、着工、ことし6月、完成は来年3月を予定しているというところでございます。

続きまして、吠高原のスポーツ広場クラブハウスでありますけれども、この件は今ほど教育次長から、主にラグビーワールドカップの合宿候補地の施設整備と、そういう観点からも御回答申し上げましたが、若干そこにかぶるかもしれませんけれども、私のほうは、現在の吠グラウンドの担当部局として今後の観光振興のための施設という立場で御回答を申し上げます。

吠グラウンドは高鷲観光協会を指定管理者として管理運営しておりまして、このグラウンドを使ったラグビーあるいはサッカーの合宿誘致のためのグラウンドとして、夏の観光にはなくてはならない、そういう施設に今もう既になってございます。昨年夏の利用実績は、郡上のクラブも含む少年サッカー及び中学生のサッカー大会あるいは関商工などの高校生のラグビー、そして名古屋方面の高校のサッカー合宿、そして大学生のアメリカンフットボール、またクリケット、そしてアルティメットといいましてフリスビーを使ったスポーツ、そういった合宿等も行われております。

また、社会人のサッカー合宿も含めまして、サッカーも含めまして合わせて20団体、延べ去年は5,702人という利用がございました。

宿泊は約2,500人という宿泊の実績が残っておりますけれども、かなり上がってきたというのが実感でございます。

今までグラウンドの附帯設備として小さいですが管理棟がありまして、水道、トイレ、倉庫はありましたけれども、いわゆるグラウンドを使う子どもたちや、あるいは選手の方々が休憩をしたり、あるいは試合のときにミーティングをする、そういった施設がなかったという状況でございました。それで、夏の合宿のときなどはチームごとにテントを張って対応してまいったというのが現状でございます。

今回、クラブハウスの建設によりまして、合宿あるいは試合等の大会運営の核になる施設ができるということで大変関係者喜んでおりますし、グラウンドの機能と魅力は大幅に向上しますから、今まで以上の利用増を期待しております。

また、このことは2019年のワールドカップを待つまでもなく、このクラブハウスが完成したらすぐに利便性が向上する効果が期待できますので、大変効果的な設備投資と施設整備というふうに思っております。

今後は、クラブハウス整備後は、ハウスのセールスポイントとしましても十分に生かして、さらに合宿誘致を進めて、夏の観光振興に役立てる、そういった計画でございます。

以上です。

(6番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） 今説明していただきました、次長と部長に説明していただいた予算でも十数億の予算規模の事業でございますので、議会としても、私としても予算委員会では議決をさせていただいておりますので、その効果が最大限に発揮されるように考えていかなくちゃいけないんですけれども。

一つは、行政、いろんな説明聞いておると、確かに文化財の施設のように非常に目に見えて効果がある、わかりやすいというような仕事ばかりではないので、行政の仕事というのは。だから一概には言えないんですけれども、行政の説明を聞いておると、タスクの説明をされるんですよ。こういうことはこういうことをしなくちゃいけない、こういうことをしなくちゃいけないというタスクの説明をされるんですが、その成果目標とか目的に対する説明という部分がやっぱり市民の皆さんが一番知りたいことだというふうに思うんです。

先ほど市長がおっしゃった総合戦略を考える、まさに地方創生の観点で、まさにタスクではなくて、成果が求められているのが地方創生でございますので、そういった観点でそれぞれの施設におきましても、また郡上市全体の中での目標というものをわかりやすく、タスクではなく、目標、数値としてあらわれるような形で総合戦略というものを進めていただくことが大切だなということを感じております。

例えば、時間がないので一例挙げますけど、産業振興拠点施設でありましたら、あれはまさに一番目標というか、部分というのが市民の皆さんにわかっていただけというか、数値として目指さなくてはいい分野だというふうに思いますので。

例えば、先日の議論にもありましたけれども、有効求人倍率等の話がございましたけれども、有効求人倍率の分母と分子に着目した政策というのは大事ではないかなというふうに思っておりますし、また企業の数とか、総合戦略にのっとった形でしっかりとそれぞれの分野の目的を市民に明示していただくことは大切なんじゃないかなということを感じておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、時間がないので進んでいきますけれども。例えば、本来、合併特例債という部分と、昼からも議会の中でまた会議がございますけれども、公共施設の総合管理計画とか、その配置計画という部分というのは、本来であるならば一番連動してなくちゃいけない部分だなということは感じるんですけれども、時間軸にずれがありますので、そういった部分もひとつ工夫をしながら、来年度の予算編成になると思いますけれども、考えていただければありがたいなということを思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

時間がないので次に進みますけれども。教育長まで行きたいと思っておりますが。

住民自治についてなんですけれども、市長、済みませんが、思いだけ答弁いただければと思います

すので、お聞きしたいと思います。

教育フォーラムでしたか、市長が御挨拶のときにアメリカの前大統領のオバマさんのお話をされたと思います。オバマさんが凱旋と言ったらあれですけども、最後の大統領としての演説の場所で、「change」という言葉を挙げられまして、一般の人々、ordinary peopleですね。普通の人々を積極的に呼び込んで参加させ、一緒になって声を上げたときに初めてチェンジができるんだということをオバマさんがおっしゃっておりまして、市長があのお話を引用されたことはいい話だなと思って私は聞いておりました。

今、市長が就任されてから住民自治の分野でも市民自治の分野でも力を入れられてきてまして、自治基本条例、地域協議会、市民協働センターというものが続々とできてきました。ただ、その市民の今の住民自治に対する考え方とか、今の現状という部分に対しては、市長というのはどのように今のことを評価されておるのか。そして、どうあるべきなのかについてお話を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えしたいと思います。

住民自治というのは、住民そのものが自分たちの直面しているいろんな課題を自分たちで解決をするということであろうかと思います。そういう意味で、私もむしろ、答弁でそのことを申し上げようと思ったんですが、まさにオバマ大統領が退任演説で言われたように、これはチェンジというものはと、変化というものはというふうにおっしゃいましたけど、何か事を成そうとするときには、やっぱり普通の人が参加して、普通の人がみずから汗を流して取り組んで、そして普通の人が真剣にあることを求めると。一緒になって求めると。それによって初めてなし遂げられるとか、あるいはチェンジということも起こるんだということだろうと思ひまして、まさに住民自治そのものだろうと思います。

オバマ大統領、実はこの考え方は自分自身の信念というだけでなしに、アメリカ民主主義が脈打っている、その基本の考え方そのものであり、この考え方で社会をつくっていかうというのは、自治の大胆な実験であるということをおっしゃっていますので、まさにそういうことだと思います。

感想であります。私は随分、就任以前から市民協働指針の取り組みであるとか、今回、住民自治基本条例とかいろんなものを制定をしながら、その環境づくりを進められ、また市民の皆さんも随分いろんな地域集落ごとの取り組みであるとか、団体提案型の取り組みであるとか、いろんな形で取り組んでいただいております。

ケーブルテレビなんかの郡上トピックスなんかを見ていると、本当に市民の皆さんが自主的にいろんなことに取り組んでいらっしゃるということでありがたく思っておりますが、まだまだこれか

らだと。この住民自治の歩みは古くて新しい問題ですけれども、まだまだこれからさらに皆さんとともに進めていきたいなというふうに思っています。

(6 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 田中康久君。

○6 番（田中康久君） 今まさに終わりのなき挑戦だというふうに思いますので、時間がありませんのでもうあれですけれども。これからも住民自治をしていく、市民自治を進めていくための、一つは大きな市民の皆さんがまさに普通の皆さんが積極的に参加したいと思われるような、そういった仕組みづくりという部分をまた工夫して考えていかなくちゃいけないんじゃないかなということは私も感じております。

教育長、大変申しわけございませんが、質問ができませんのであれですけれども。

例えば、今、私、教育長には2020年度の教育改革ということを質問をいたしました。これは簡単に言いますと大学の入試が改革をされましてセンター試験がなくなるという話なんです。それに対して小中学校の児童生徒への影響という部分を教育長に質問しようとしたんですけれども、これは実はつながっていると思っています。今の市民自治の話とつながってまして、これというのは単に入試改革の話ではなくて、これからの子どもたちが社会の中でどういうふうな能力を持って生きていくべきなのかということを真剣に考えられた結果だというふうに思っています。

そういう意味で、市のPTA連合会の皆さんからもICTの整備に関して要望が出ましたけれども、親御さん方もやっぱりこれからの社会で子どもたちにとって必要な学力というのはどういうものなのか。子どもたちが社会の中で生きていくこと、またそれが文部科学省によりますと主体性、多様性、協働性といったことを挙げられていますので、まさに今の市民自治の話とつながっていくんだというふうに思っています。

この教育改革がなされた要因という部分が、一つが絶対に言われる論文がありまして、この改革の一つが、オックスフォード大学のオズボーン教授という方が、今後、10年から20年でアメリカの、恐らく日本も、日本も恐らくだと思えるんですけれども、総雇用者の47%の仕事は自動化されるというリスクが高いと。

もう一つは、ニューヨーク市立大学のデビッドソン先生が、2011年に入学した小学生が大人になるころは、子どもたちの6割は今はない仕事につくということをおっしゃっている。まさに先が読めない社会の中で、子どもたちが主体性を持って、協働性を持ってこれからどういう社会の中で力を磨いていくかという部分が問われているのがこの教育改革なんですけれども、まさにそれは今市長とお話したような市民自治にもつながっていくんだというふうに思っておりますので、まさに終わりのなき挑戦でありますので、また新たな、市民の皆さんが参加しやすく、まさに自分たちが社会を担い、社会を変えて、社会を前進させていくということがもっと実感できるような仕組みづ

くりというものを、教育も含めながら考えていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたしまして、質問はできませんでしたが、これで質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定いたします。

（午前10時52分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、13番 上田謙市君の質問を許可いたします。

13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告事項に沿って質問をさせていただきます。

一般質問も私が17人目ということで、最終ランナーでありますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、市民参加の住民自治についてお尋ねをいたします。

平成26年、郡上市になって10年間続いた地域審議会が終了し、審議会と同様に合併前の旧町村を1つの区域とした地域協議会が設置されました。御存じのように、地域審議会は市長の諮問機関ということで、市長から意見を求められたことに答えるというだけの役割でしたけれども、地域協議会は市民である私たちが身近な地域の共通した課題であるとか、今後のビジョンをみんなで考え、話し合い、その方向性を決めるとともに、地域の課題を解決するために、住民の中心となって取り組む重要な組織であります。そのような地域協議会でありますけれども、3年間の活動が経過しようとしております。

そこで1点目の質問です。各地域協議会の活動状況と取り組みの課題の中でそれぞれに特徴的な事項はどのようなものであるか、お尋ねをします。

時間の関係もあって、質問をしながら注文をつけるのは恐縮ですが、できる限り、この特徴的な事項についてのポイントに絞ってお答えをいただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） それでは、質問に対して答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） それでは、地域協議会、7つの地域協議会の特徴的な取り組みと課題

を述べさせていただきます。

八幡地域につきましては、小学校区、地区公民館を単位とした地域づくりを進めておりますけど、全ての地区でこうした組織を早急に設置したいというのが課題となっております。活動のテーマでございますけど、全体テーマとして「人口減少の抑制」ということを掲げておりまして、特徴的な取り組みといたしましては、婚活イベント「郡上おどり特別夜～出会いの夕べ～」、こういった活動をおどり保存会の協力を得て行っております。

大和地域につきましては「つながる」という言葉をキーワードに、シンボル事業であるひまわりプロジェクトを展開。これは3つの小委員会によりまして、夢の提言や避難場所への救急箱の設置、自治会と連携した防災マップの作成、それから「在宅看護と医療」をテーマにしたシンポジウムの開催等々を行っております。課題としましては、地域協議会の活動をいかに広く市民の皆さんに知ってもらうかを課題としておるところでございます。

白鳥地域につきましては「人口減少問題」をメインテーマにしておりまして、観光PRや移住についての調査研究を行う産業委員会と、それから地域の魅力や資源の掘り起こしを主として活動する福祉・教育委員会の2つの委員会を設置しておるところでございます。課題としましては、やはり行動力のある組織としてどのように今後活動していくかということを上げております。

高鷲地域につきましては、自治会長の任期が1年ということから、自治会との連携というところを課題として上げております。活動としましては、産業部会と住民福祉、2つの部会で協議を進めておりまして、今後の高鷲の自然、歴史文化、観光等の要素を組み入れたオリジナルPRパンフレットの作成や、高鷲の伝統食、歴史文化の伝承の場等、そういったサロン交流の場の開催を計画しておるところでございます。

美並におきましては、学校教育のあり方ということを主テーマとして検討しておりまして、郡上市の学校教育や小学校の現状について勉強する機会を設けたり、学校関係者との意見交換などを行っております。今後については、高齢者の対策、空き家対策ということを取り組んでいきたいということに思っておるところでございます。今後、そういった活動をどういうふうにして地域協議会が主体的に進めていくかということ課題としておるところでございます。

明宝地域につきましては特徴的な取り組みとしましては、各自治会から推薦を受けた若者7名を地域コーディネーターとして任命し、地域密着型のツーリズム企画とトライアルを行っておるところでございます。また、平成28年度には多機能型道の駅づくりを目指したインバウンド調査、こういったものを行っておるところでございます。課題としましては、幅広い分野の課題解決に取り組む多機能自治づくりの核としての、地域協議会がいかにしてリード役を果たしていくために組織を強化するということが課題ということを上げておるところでございます。

和良につきましては温泉スタンドを行っておりますけど、現状が今後の活用を中心課題と

して位置づけておるところでございます。重点的な取り組みとしまして、温泉スタンドの有効活用についての実現可能な方法等を今現在まとめておるところでございます。また、この2月には地域づくりシンポジウム、こういったものを開催しておるところでございます。今後もこういった活動を市民を広く巻き込んでいかにしてやっていくかということを課題として上げておるところでございます。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 早口の市長公室長が一層早口で答弁されまして、ありがとうございます。

報告を聞きますと、7つの地域の課題であるとか、実情に合わせてそれぞれ特色ある活動が展開されているということがわかります。共通しているのは、地域で振興している少子・高齢化あるいは人口減少に対する対策であるとか、活性化に向けた産業振興、また祭礼など地域行事の開催など、そうしたことに取り組んでおっていただくということで、これらの郡上市の取り組みに連動した、その郡上市の取り組みのそれを縮図にしたような活動を展開しておっていただくんだなというようなことを思っており、ありがたく思っております。

さて、平成29年度の一般会計予算に地域協議会の活動交付金が計上されております。1,050万円。この活動交付金については、協議会を設置した当初にも議論がありまして、その時点では今後の活動内容を協議していく中で必要性を検討するというようなことで、その時点では時期尚早という結論でありましたけれども、発足後の各地域協議会は視察研修を行う、あるいは独自の取り組みを展開するという中で活動資金が必要となって財政支援の要望も顕著になってきたことから、本年度でも538万7,000円の活動費が予算化されたところであります。

そして、活動交付金を活用して地域協議会の活動はいよいよ第2ステージに入るのかなというようなことを思っております。この夏の協議会には所管する区域の戸数や人口数があるわけでありますけれども、旧町村ということで。私が気にしておるのは、それはちょっと大きな相違があると。戸数と人口数、旧町村を単位にしているがゆえにということで相違があるということを感じておりますが。

そうしたことで、私は基礎的な要素が均衡でない旧町村単位で地域協議会を構成するのではなく、全ての集落を網羅できるような、そして多くの地域住民の方が参加することが住民自治としては重要なことではないかというふうに思います。その観点から考えますと、協議会の基盤となる区域は、小学校区であるとか、あるいは地区公民館のエリアであるとかというほうが適切ではないかというふうに考えるところであります。

そうしたことから、地域協議会の次の第三ステージに向けてということでは、この地域協議会の

区域の見直しというようなことも必要ではないかと考えますけれども、そうしたことも含めて、地域協議会の今後の活動への展望については、教育長はどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

もう1点、先ほどの一般質問の中でも出てまいった郡上市住民自治基本条例でありますけれども、この郡上市住民自治基本条例を制定したことの検証とその評価をどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

昨年の市長選挙で日置市長が示された、これ大事に私も1枚持っておるんですけれども、公約、マニフェストのA4判です。この公約の重要施策の中に、自治まちづくりの推進というところで、市民が主役のまちづくりを進めるというところがあります。それを実現する具体的な事業として、あるいは施策と言ってもいいかもしれませんが、郡上市住民自治基本条例と郡上市議会基本条例を両軸とした住民自治による市政の推進ということがうたっております。

郡上市住民自治基本条例は、平成26年に制定されましたので、既に3年目に入っておるということでもありますけれども、郡上市住民自治基本条例を活用してこれまで取り組まれた事業であるとか、その成果をどのように評価しておられるか、日置市長にお尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まず第1点目の、いわゆる地域協議会をどうするかと、こういう御質問でございます。

今回の地域協議会は、先ほどお話がございましたように、合併後10年間の地域審議会というものの後を受けて、いわゆる市民主体の地域づくりを進めるための一つの組織として発足をしていたものであります。このときも既に、今、上田議員がお話しになったような議論は出ておりました。もうちょっと細かく設定をすべきではないかというお話がありましたが、地域審議会が7つの審議会ができており、合併をしたとはいうものの、やはり旧町村単位というものも1つの地域の把握の仕方であり、市民の皆さんの力を結集する一つのやはり単位でもあるという思いの中で御理解をいただいて、7つの地域協議会というものをつくっていただいたと。

そして、先ほど市長公室長が御説明をしましたように、この3年間活動をしていただきました。その中には、それぞれの地域、思い思いの活動をしていただきましたし、そして確かに御指摘のように、具体的な住民の活動という単位になると八幡のようなところはちょっと広いかなという思いも私も正直言って持っております。なかなか八幡という単位で日常の細々とした住民のニーズに応えるような活動をするということは確かに難しいかというふうに思っております。

しかし、また一方で、先ほど活動の一例として挙げられましたように、この郡上八幡の持っている地域資源である郡上おどりというものを活用して、婚活の夕べというものを企画をして実行されたということになりますと、これはまた参加をされる人の規模であつたり、いろんなイベントの規

模であったりすると、やっぱり八幡の地域協議会という形で一つの事業を実行されたというところに意味があるのかなと。それだからできたので。あるいは、これを例えばもっとちっちゃなところで婚活のタベとってやっても、それはまたそれなりの規模と成果に終わるのではないかというふうに思います。

そういう意味で、言わんとするところは、いろいろ地域の事情はあろうかと思いますが、この3年間の経験を生かしながら、さらにどうするかということを考えていかなければいけないというふうに思っています。

先ほどお話に出ました、その地域協議会に対する交付金については、一律均等の100万円というものと、それから全体の350万円を人口の多い少ないによってウエートをつけてお配りをするという形で交付をしたいということを考えておりまして、そういう意味では、例えば八幡のように人口が大きく、そして実質的な活動主体がそのもとに幾つかあるというところには若干のそういう配慮はさせていただきたいというふうに思っております。

しかし、もともと地域というものはある地域は、この地域を見ると、これはこの下の地域に属する幾つかの細分化された地域をさらに包含しておるし、またこの地域は郡上市というところから考えると7つの地域の一部分であるという、全体と部分というものが多層に、多重に重なっているものが地域という構造だと思います。学問的にはホロンという概念があるんですけども、1つであって、全体であって、部分を成しているという、そういう構造でありますので、それぞれに適したやはり活動主体、規模というものはあるというふうに思っております。

今回、先ほどおっしゃいましたが、第2ステージから、さらに第3ステージというようなところへ行く、あるいは既にそれが並行して行われているということでもありますので、そういうものに対するまたサポートの仕方といいますか、そういうようなことはまたよくいろいろこの活動の実態を見ながら、協議会の活動あるいはそういう八幡でいいましてさらに細分化された地域の取り組みというようなものを見ながら、市として何ができるかと、何をすべきかということを考えていきたいというふうに思います。

それから、もう一つの住民自治基本条例でありますけれども、まさに御指摘のように、平成26年の3月に制定をいたしたものでございまして、ちょうどこれで施行丸3年になるかというふうに思います。

よく住民自治基本条例というものはまちづくりの憲法だというふうによく言われます。市民の役割、首長の役割、首長初め執行部からの役割、議会の役割等々、あるいはいろんなものとしても情報公開であるとか、住民投票であるとか、パブリックコメントであるとか、さまざまなもの、そういうものを住民自治を展開していくために規定をしたものであります。

そういうことで、この住民自治基本条例の成果ということではありますが、私はこれももちろん

3年は3年の歩みをしっかり検証していく必要があろうかと思えますけれども、さらにある意味では気長にやっていかなければいけないと思っております。

ちょうどことしが昭和で言いますと92年でございますので、昭和22年の5月3日に日本国憲法ができて、満70年。施行70年という年でありますけれども、日本国憲法というものですら国民は本当にそれを血肉としておるか、あるいはどういう条文があるということをしかり自分たちの国のありよう、そういうものを規定をしている特別なものだという意識が70年たって徹底しているかという、必ずしもそうでもないというところには、やはりこの我が基本条例というものも施行後3年でありますけれども、これをさらにあくことなく、この基本精神はどこにあるのか、そして何をすべきかということをしかり検証して進めていく必要があると思えます。

そして、これはそういう意味では市民の皆さんの理解もそうですが、まさに真っ先に我々、郡上市という自治体を預かっている執行機関であったり、議会であったり、職員であったり、こうしたところは住民自治基本条例のまさに精神をよく理解して、それを実践をしていかなければいけないというふうに思っております。それとともに、もちろん、市民の皆さんにもよく理解をしてもらい、また先ほど来お話がございました当事者としての普通の人が参加をし、かかわり、一緒になって求めていくという行動をしていかなければいけないと思っております。

それで、この住民自治基本条例については、条例の中に、この条例がその条例の精神に沿って行われているかということで、市民の皆さんに住民条例の検証委員会というものを昨年の3月だったかと思いますが、つくっていただいて、そしていろいろと話し合っていていただいております。そういうものの中で、当然、この条例の施行に当たっては執行部、議会ともいろいろちゃんと実行しておるか、こういうお話でありますし、例えば市民の皆さんはいろんな会議に傍聴に来てくださっているとか、あるいはパブリックコメントの応募状況はどうかというようなこと、あるいは地域協議会に代表されるような住民の皆さんの自主的な活動はどうかというようなことを検証していかなければいけないというふうに思っております。

その委員会で出たことの一つは、この条例のまだ意図しているところ、あるいはこの中にいろんなことが自治の仕組みとして織り込まれているんですけれども、そういうものについてまだ周知が足りないんじゃないかと、こういう話がありますので、新年度予算ではわかりやすいブックレットをつくって、さらにこの条例の精神、意図しているところについての御理解を深めていくという措置をとらしていただきたいということでございます。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 地域協議会については、来年度から活動交付金が交付されて、また新しい自分たちの活動が始まるというところでありますので、地域の区割りについてはその次の段階とい

うことなのかなとも思いますけれども、旧町村のこのアイデンティティというか、それを大事にすることは確かに必要ですけれども、郡上市を眺めるとこことここと今までのいきさつはともかく、旧町村単位というその仕組みはともかく、地続きであり、あるいは生活圏としても近いというところもあったりして、そうすると校区であるとか、公民館の活動とかを通して再編成をする時期も必要なかなというようなことは思っております。

また、住民自治基本条例については、市長の答弁にありましたが、この条例を策定するに当たって、市民対応で活動していただいた方がまた新たに検証委員会を設置して、どのようにして住民自治基本条例を市民の皆さんに理解をしていただき、市民の皆さんの自分たちのための条例であるということを自覚してもらうかというようなことについて、委員会でそれこそ奮闘してみえることがホームページの会議録なんか読んでも伝わってまいります。この住民自治基本条例の理念というのはすばらしいものですから、どうかこの検証委員会の皆さんの意見を取り入れながら、一層の周知に努めていただきたいということを思います。

また、車の両軸に例えられました一方の郡上市議会基本条例についても制定をして1年半が経過しておりますけれども、またそのことについても議会としても住民自治基本条例と同じようにありようを見詰めていかなければならないなというようなことを個人的には思っております。

次に、子どもたちと住民自治ということで教育長さんにお尋ねをいたします。

子どもたちが教育の中で住民自治をどのように学び、どのような活動をしているか、お尋ねをいたします。

その地域が活力に満ちて住みよいところであるためには、その地域の住民がそろって協力し、活動に取り組む必要があります。地域の子どもたちがその活動に参加することはとても大事なことであると考えます。

昨年の6月、公職選挙法が改正をされて、選挙権が二十歳から18歳に引き下げられたことから、小中高生、小学校、中学校、高校の児童生徒たちへの主権者教育の重要性が唱えられていますけれども、18歳から選挙権が与えられたことをただ単に選挙での投票行動が大切であると教えるのではなく、住民自治という視点に立って事業ではまず座学、黒板に向かっての勉強という意味での主権者教育の知識を学び、学校の外では公民館活動や地域の行事に積極的に参加をするということも重要なことではなかろうかと思っております。

そこで、石田教育長にお尋ねをするわけですが、子どもたちの教育分野での住民自治に関する取り組みの現状はどのようなものでありましょうか。

そして、その取り組みを推進する上で課題があるとすればどのような対応がなされているのか。

もう1点、学校での主権者教育の実践という観点からすると、住民自治の一端を担う私たち議会人、委員も、そうした主権者教育の実践という意味で児童生徒の前で授業に参加をして出前講座で

あるとか出前授業が実施できないものかというようなことを考えるわけですが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○議長（渡辺友三君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えをします。

昨日、北濃小学校の6年生の子が市議会を見学に来ました。これは6年生の社会の授業で「わたしたちの生活と政治」という単元で、「わたしたちの日常生活でいろんな願いはどこでどのように実現されているのでしょうか」という課題について、政治と生活のつながりを学ぶ教科の授業として行われておりました。

一般的には、市議会とか国会等、また選挙の様子等を教科書で学んでいるところなんですけれど、北濃小学校ではもっと政治を身近に感じてほしいということで、ふるさと学習の雅楽をお世話になっている講師が出席されているこの市議会を傍聴したいということで実現されましたし、今回、子どもたちが思った意見については校長に聞いたところ、市民のためにたくさんの大人が真剣に話し合っている姿はすごいと思った。また、ああいう会議で自分たちの生活がよくなるんだなというような感想を持ったということです。

これからの主権者教育または自治に関する学習では、これからの社会を担っていく子どもたちを社会に感心を持ち、それから社会に参画していく主権者として育てていく意識を持って教師や大人が子どもに接していくことが本当に大切だと思っております。

また、中学校の取り組みについては、市長と語るふれあい懇談会とか、市民協働センターの事業であります郡上プロジェクト等で中学生がたくさん具体的な提案をしておりますし、中高生の鮎友釣り選手権とか、ゆかたdayとか、それから公民館理事や小学生のサポーター等の実践をしておりますので、皆さん御存じのことだと思っております。

今後については、小中学校の授業において、市が制定しております住民自治基本条例や、それから郡上市の清流長良川保全条例等など身近な条例や市の施策等に関心を高め、より一層地域または市の事業に参加するようにすることを期待しております。

2点目の、議員の方々の出前授業についてどうかということですが、県教育委員会の作成しております主権者教育の推進手引によりますと、出前授業に講師をお願いする場合は、政治的教養を育む教育の狙いや配慮事項について事前に十分打ち合わせをするとともに、保護者に対しても学習活動の趣旨や留意点について示すことを記載されております。このことに配慮いただいて、議員の皆様方にはぜひ協力をいただければと思いますし、その際、学校で感じられたよい点も悪い点についても教育委員会にお知らせいただき、それをもとに今後の郡上市の教育の充実に生かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと。

（13番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 議員の出前授業、出前講座については、突然こうした提言をしたわけでありますので、十分議会内でも議論はしなければならないと思いますし、そのことが可能であるならば、どういう形がというようなこともあろうと思いますが。私が思うのは、やはり児童生徒の前で議員がこうした仕事をしており、こうしたことでというようなことを話す中で、子どもたちも郷土に対する愛着といいますか、一旦ふるさとを離れても郡上へ帰って郡上のために尽くしたいなというような気持ちが醸成されれば本当にうれしいことだというふうに思いまして質問させてもらいました。そうした教育長さんの御理解をいただきながら、実現に向かって進めればありがたいというふうに思っております。

次に、所有者不明土地の実態と対策についてということでお尋ねをいたします。

昨年3月、公益団体法人である東京財団が政策研究の一環として、土地の「所有者不明化」～自治体アンケートに関する問題の実態ということで、こうしたレポートを発表しております。

東京財団がなぜそのような調査研究をしたのかということでもありますけれども、地方から人が減る、地価の下落が続くという状況が所有者の居所や生死が直ちに判明しないということに影響を及ぼすことで、自治体が災害復旧するときや空き家対策を実施するときに所有者の不明な土地が公益上の支障となる事例が全国的に顕在化しているのではないかと判断したことからと聞いております。

そして、東京財団が自治体に対して調査をした結果によると、土地の相続登記がなされていないなどの理由から、土地の所有者が特定できないことで問題が生じたことがあると回答した自治体は63%であり、所有者の把握が難しい土地が今後も全国的に増加していくだろうと予測しております。

それで、郡上市の実態はどのようなものであるかということでお尋ねをいたします。

そして、土地の相続登記がなされていないために、このレポートにあるような公共事業や災害復旧復興事業等で必要な用地確保に支障となることがあったことがあるのか。あるとすれば、その影響と対処方法はどのようなものであるか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 私のほうから、建設部としまして道路改良に伴う用地業務に従事しておりますので、そういう点からちょっと回答をさせていただきますのでお願いします。

公共事業の用地を取得する場合、大前提としまして登記上の所有権を市に移すということになります。それで、事業用地を取得した場合、嘱託登記により市に所有権移転を行いますが、そこで何らかの理由で登記が市に移せないような土地がある場合は、残念ながら、その土地に触れられないということは、工事施工ができないという実情となります。それは、後々に土地の所有権問題を課

題として残さないためにということで工事には着手できないということです。

それで、公共事業用地の取得の順序としまして、まずは登記簿の所有者、登記名義人ですね、そこを調べるところから始まるわけです。それで、登記名義人が存命の場合は、その方に用地交渉をいたしますけれども、亡くなられているときはやっぱり相続人を調べ、その相続人に交渉に当たるということになります。

それで、相続人以外の遠方に住んでいたり、多人数に及ぶなどして用地買収までに相当な時間を要する事例もあるわけですが、そこには根気よく継続的にやるほかはないという事情で今進めております。

それで、先ほどの御質問の、土地所有者が不明であったため土地の取得ができず、公共事業に支障を与えた事例はあるかということですが、幸いに今のところ、ありません。それで、対処等の方法の件でございますけれども、土地の所有者の所在が不明な場合、その所在不明者を法律上死亡したものとみなし、または戸籍上死亡したものと推定する制度としまして、民法の失踪宣告制度、それから戸籍法の認定死亡制度があります。これにより、相続を開始させ、相続人を新たな権利者とする制度であります。

2つ目に、土地の所有者の所在が不明な場合や相続人が明らかでない場合に、その財産を管理するものを置く制度としまして、民法で不在者財産管理人制度、それから同じく民法で相続人財産管理人制度がありまして、家庭裁判所に申し立てて財産管理人を選任してもらい、その財産処分をできるようにする制度というものがあります。

3つ目に、よく御存じかと思いますが、土地収用法による不明裁決制度というのがございます。これは公共事業用地の取得に当たり、所有者の合意が得られず、任意取得が困難な場合には、このとき収用委員会の裁決により、権利者に相当な補償をした上で強制的に土地を取得し、使用できる制度が土地収用制度であります。権利者が不明の場合は、権利者の住所氏名を明らかにしないまま収用委員会の決裁を申請できる制度ということになります。

それで、さっき申し上げたとおり、当市においてはこのような制度により買収した事例はありませんけれども、今後、このような事例が出てくる可能性はありますので、速やかな対象事業の遅延を招かないよう、職員の用地事務の知識向上に努めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 時間が少なくなってきましたんで、総務部長にも御答弁いただく予定でしたが、済みません、割愛といたしますか、次回に譲らせていただきます。

卑近な例を出して質問するのはいかがかと思いますが、私の家の近くにかれこれ数年以上

人が出入りしない空き家が複数あります。そのうちの1軒は、土地と建物の相続登記が親族の間で円満になされないために自由に使えないという状況が続いており、シャッターがおりたままというふうになっておりまして、将来も恐らくその状態が続くんだろうなというふうに思っております。

自治体は、死亡して存在しない人が登記簿上の所有者であっても、相続人代理者を指定するとかして固定資産税が徴収できればそれでよしということかもしれませんけれども、放置されたままの土地や建物が地域の中にいつまでも存在するということは地域づくりあるいは地域活性化の推進で困ったことであるというふうに思っております。

ただいま建設部長からお聞きすると、幸い、郡上市にはまだまだそうした不明者の土地のために土地の買収ができず公共事業ができないというようなことはないということでありますけれども、今後はそうした影響が出るのでないかというようなことも懸念をしております。

そのためにも、所有者の不明な土地の発生、拡大への予防対策、そして相続登記手続への啓発支援などの方策が大事であるというふうに思いますけれども、残り時間少なくなって恐縮ですが、その点について市長はどのようにお考えでありましょうか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今お話になりました点は2つの問題あると思いますが。

一つは、相続手続をとろうとしても、関係者の中で意見がなかなか合意ができないということで実際の相続手続ができないということだと思いますが、これはとにかく、そういう相続権者の中で円満に話し合っていたく以外にはないと思います。裁判所の調定とか、いろんなこともあるいはあるのかと思いますけれども、そのようなことです。

それでなくて、やはり相続の手続がおくれている、あるいはそのことの意識がないというような形のものについては、やっぱりこれは十分市民の皆さんにも認識をしていただいて、必要な手続をとっていただくということだと思います。

御承知のように、こうした特に不動産の登記については、法務局の所管であります。八幡の法務局の支局長さんも大分、去年だったかと思いますが、こうしたことに対して市の御協力もお願いしますわということでおいでになったことがございます。そのときも、私、いろんなときに市民の皆さんにPRをさせていただくということとともに、まだちょっと実現してないかもしれませんが、例えばそういう支局長さんなりにケーブルテレビに出させていただいて、担当官でも結構ですけども、そうした相続の大切さというようなことを市民に訴えていただくということも一法ですねということを申し上げました。

そのような形で、いろんな手段を使ってPRを、こうしたことの広報、周知もしたいと思いますし、またそういう問題をお抱えになっている方々には、例えば司法書士会であるとか、行政土地問題家屋調査士会等においてはそうした問題について啓発活動をされているとともに、無料相談とい

うようなこともやっておられます。市民の相談なんかにも一定のそうしたことの知見を、知識を持っておられる方に出ていただくこともありますので、またそういうものを活用していただくということもまた市民の皆さんに周知をしていきたいというふうに思います。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） ありがとうございます。所有者の不明な土地がふえることで郡上市が取り組んでおる空き家対策などの事業に支障が来さないように願いながら、また市長言われましたけれども、この相続登記については司法書士会等々の皆さんの協力もいただきながら、相続登記がスムーズに実施されますように、また一層の御尽力をお願いいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） これで、本日の予定は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(午前11時47分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員

